

### 1. 港湾環境整備計画制度(みなと緑地PPP)とは

1970年代から整備が進められてきた港湾緑地の老朽化、陳腐化が進展。財政制約から公共による更新投資も限界を迎える中、他方民間能力を活用して魅力ある賑わい空間としたいニーズが顕在化してきました。

しかし、既存制度では民間投資を呼びこむための環境が不十分であるため、港湾緑地等において民間事業者が収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアル等を実施する取組(みなと緑地PPP)の導入促進を図るため、令和4年12月に港湾法が改正されました。



### 2. 大阪港湾局のこれまでの取組み

当局が管理する臨港緑地等は、これまでの厳しい財政状況等により十分な維持管理や更新ができておらず、休憩所やトイレ等の施設の経年劣化による老朽化、陳腐化が課題となってきました。このような状況の中、港湾環境整備計画制度(みなと緑地PPP)を活用し、此花区にある常吉西臨港緑地の公募を実施し、令和6年4月より民間事業者に貸し付けを行いました。その後、マーケットサウンディングを経て、常吉臨港緑地において公募を実施し、令和7年11月から貸し付けを行いました。

### 3. 鶴浜緑地の貸付け

現在、整備途中で休止していた鶴浜緑地の公募を令和8年1月から実施しています。公募にあたり、昨年度から大正区役所と地元説明を複数回重ね、令和7年7月に地元の合意を得ました。

地元からいただいた渋滞対策等のご意見は公募要項に反映しています。

- ◆公募期間: 令和8年1月13日～4月13日
- ◆貸付予定: 令和8年11月

